

医療費控除(セルフメディケーション税制)

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です(平成31年分までの確定申告は、従来とおり領収書の添付または提示でも可)。

また、健康の保持増進および疾病的予防への取り組みとして、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬の購入費用があるときは、次の計算式によつて計算した金額が医療費控除の特例として所得金額から差し引くことができます。

スイッチOTC薬の購入額
保険金などで補てんされる金額 - 1万2千円 = 控除金額
(最高8万8千円)

※従来の医療費控除と特例による控除を同時に受けすることはできません。

申告書の提出が必要な方

○所得税および復興特別所得税

- (1) 給与所得がある方
 - ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1カ所から受けてい

(2) 公的年金などに係る雑所得がある方

- ・公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除

○消費税および地方消費税

- (1) 平成28年分の課税売上高が1,000万円を超えて個人事業者の方
 - ・在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない方
- (2) 平成28年分の課税売上高が1,000万円以下である方
 - ・災害減免法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

e-Taxでデータ送信!

申告書の作成は
国税庁のホームページの
「確定申告書作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、電子申告(e-Tax)又は印刷して郵便で税務署へ提出することができます。

て、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

・給与を2カ所以上から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、年末調整をされた場合で、年末調整をされなかつた給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

・同族会社の役員やその親族など、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方

・災害減免法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

○贈与税

(3) 平成28年分の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者で、平成29年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

○退職所得がある方

・外団企業から受け取った退職金などの源泉徴収されないものがある方(退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合は申告不要)

○贈与税

(1) 平成30年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

(2) 財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方

(3) 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方

(4) 財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方

(4) (1)～(3)以外の方

・各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果で残額のある方

(1) 平成30年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方

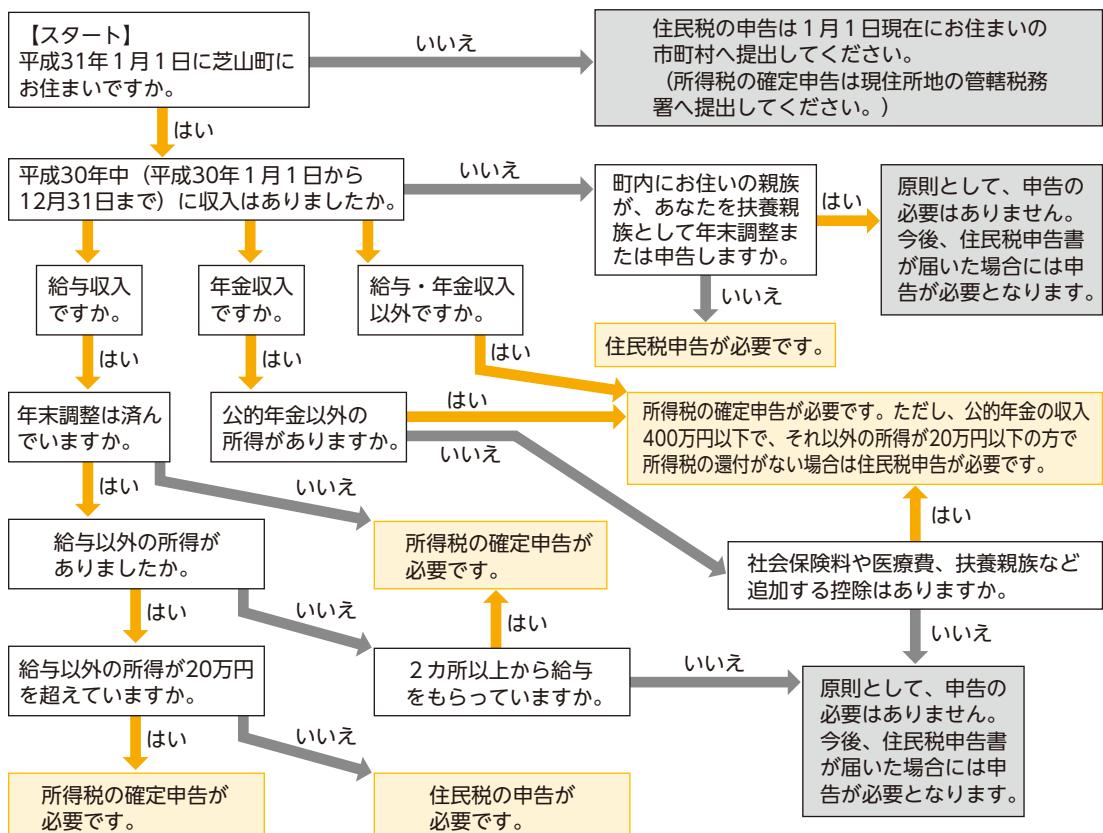
(2) 財産の贈与を受けた方で、配偶者控除の特例を適用する方

(3) 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方

(4) 財産の贈与を受けた方で、住宅取得等資金の非課税を適用する方

平成30年分の所得税確定申告書・住民税申告書の提出期間は……2月18日(月)～3月15日(金)

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？



◎役場で相談が受けられない確定申告

事業などを開始して初めての申告、配当所得の申告、雑損控除（台風災害などの控除）の申告、山林所得の申告、贈与税・

相続税・消費税の申告、譲渡所得（土地、建物の売却など）の申告、青色申告、過年度分の申告、準確定申告（亡くなった方の申告）、太陽光売電収入の申告、住宅借入金等特別控除の申告

◎申告に必要なもの

共通 印鑑（自動印不可）・本人確認書類（マイナンバーカードなど）
給与・年金所得 源泉徴収票（原本）
事業所得（農業・営業・不動産） 収入や経費が分かる書類・帳簿
雑所得（個人年金、シルバー） 保険会社などから送付される支払通知書、社会福祉協議会が発行する会員配分金支払証明書など

一時所得 支払通知書など
医療費控除 医療費の明細書など
社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書など
生命保険料控除・地震保険料控除 保険会社などが発行する控除額証明書
寄附金控除 寄附先の発行する寄附金受領証明書など
障害者控除 障害者手帳など
扶養控除 マイナンバーが分かるもの
勤労学生控除 在学証明書

確定申告はお早めに

問 所得税に関すること
町・県民税に関すること 東金税務署
☎ 0475-52-3121
☎ 0475-52-3121
TEL 0475-52-3121
FAX 0475-52-3121
E-mail 0475-52-3121
E-mail 0475-52-3121